

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成19年9月13日(2007.9.13)

【公表番号】特表2004-516814(P2004-516814A)

【公表日】平成16年6月10日(2004.6.10)

【年通号数】公開・登録公報2004-022

【出願番号】特願2002-508283(P2002-508283)

【国際特許分類】

A 2 4 D 3/04 (2006.01)

【F I】

A 2 4 D 3/04

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月9日(2007.7.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】喫煙可能物品(10)であって、それが

- 紙巻きたばこ紙(14)及び/または一枚またはそれ以上のたばこシートにより取り巻かれているたばこ棒(12)を持ち、かつ
- 通気性リセスフィルター(20)を持ち、更にたばこ棒(12)とリセスフィルター(20)が少なくとも部分的に空気透過性のカバー紙(16)により互いに連結されており、更に
- リセスフィルター(20)がリセスフィルター(20)のたばこ端部に一つまたはそれ以上のフィルター素子(22, 24)とリセスフィルター(20)の口端部に管状中空部(26)を持ち、そして
- 中空部(26)が(管状)中空部壁(32)により取り巻かれている、ものにおいて、
- リセスフィルター(20)が少なくとも10%の通気度を持ち、
- 中空部壁(32)が中空部(26)のみを取り巻くかまたは中空部(26)とフィルター素子(単数または複数)(22, 24)を不完全に取り巻き、
- 中空部(26)の長さが10mm以下であり、そして
- 中空部(26)の長さのリセスフィルター(20)(中空部(26)の長さを含む)の全長に対する比が0.3以下である、ことを特徴とする喫煙可能物品(10)。

【請求項2】中空部壁(32)が中空部(26)のみを取り巻くかまたは中空部(26)とフィルター素子(単数または複数)(22, 24)を、リセスフィルター(20)の少なくともたばこ端部において、一つのフィルター素子(22, 24)が中空部壁(32)により少なくとも部分的に取り巻かれないような方式で、取り巻くことを特徴とする請求項1に記載の喫煙可能物品(10)。

【請求項3】喫煙可能物品(10)のためのリセスフィルター(20)であって、それが

- リセスフィルター(20)の第一端に一つまたはそれ以上のフィルター素子(22, 24)を持ち、
- リセスフィルター(20)の第二端に管状中空部(26)を持ち、かつ
- 中空部(26)を取り巻く(管状)中空部壁(32)を持つ、

ものにおいて、

- リセスフィルター（２０）が少なくとも１０％の通気度を持ち、
 - 中空部壁（３２）が中空部（２６）のみを取り巻くかまたは中空部（２６）とフィルター素子（単数または複数）（２２，２４）を不完全に取り巻き、
 - 中空部壁（３２）とフィルター素子（単数または複数）（２２，２４）が少なくとも部分的に空気透過性の連結ラップ（３４）により取り巻かれ、
 - 中空部（２６）の長さが１０mm以下であり、そして
 - 中空部（２６）の長さのリセスフィルター（２０）（中空部（２６）の長さを含む）の全長に対する比が０．３以下である、
- ことを特徴とするリセスフィルター（２０）。

【請求項４】 中空部壁（３２）が中空部（２６）のみを取り巻くかまたは中空部（２６）とフィルター素子（単数または複数）（２２，２４）を、リセスフィルター（２０）の少なくとも第一端部において、一つのフィルター素子（２２，２４）が少なくとも部分的に中空部壁（３２）により取り巻かれないような方式で、取り巻くことを特徴とする請求項３に記載のリセスフィルター（２０）。

【手続補正２】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】００１３

【補正方法】変更

【補正の内容】

【００１３】

使用されるフィルター素子は好ましくは通常のフィルターラップを持つ。これは自然の多孔度を持つ紙から作られることができ、従って十分な空気透過性を確保する。しかし非多孔性フィルターラップもまた用いられることができる。しかし、周辺空気は外側からフィルター素子（単数または複数）中に移動することを意図しているため、少なくとも一つのフィルター素子の好ましくは設けられたフィルターラップが少なくとも部分的に、例えば空気透過性フィルターラップを持つフィルター素子とその外側を好ましくは空気不透性の中空部壁により取り巻かれておらず十分な量の周辺空気はその側面からフィルター中に移動できるように十分空気透過性であることが重要である。

好ましくは、前記喫煙可能物品は、中空部壁と恐らく設けられたフィルターラップを持つフィルター素子（単数または複数）とが、一方ではカバー紙と他方では中空部壁とフィルターラップ（単数または複数）またはフィルター素子（単数または複数）との間に配置されている少なくとも部分的に空気透過性の連結ラップにより取り巻かれている。

【手続補正３】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】００２８

【補正方法】変更

【補正の内容】

【００２８】

上述の二つの方法の一つを用いて作られたリセスフィルター棒はフィルター取り付け機内で中間で切断され、かくして二つの小さな棒を作り、それらのそれぞれは二つの完成リセスフィルターを含み、連続して：たばこ端部フィルター素子、口端部フィルター素子、中空部（完成リセスフィルターの中空部の長さの２倍を持つ）、口端部フィルター素子、及びたばこ端部フィルター素子を持つ。次いでフィルター取り付け機内で、二つのリセスフィルターから構成されたこれらの小さなリセスフィルター棒はそれらの二つの端部でカバー紙によりたばこ棒に取り付けられ、得られた製品は次いで再度中間で切断され、かくして完成紙巻きたばこが作られる。

好ましくは、前記リセスフィルター棒では、更にリセスフィルターの口端部が隣接するリセスフィルターの口端部に取り付けられ、リセスフィルターのたばこ端部が隣接するリセスフィルターのたばこ端部に取り付けられている。

好ましくは、前記リセスフィルター棒は、2、4または6個のリセスフィルターから構成されている。